平成２５年（フ）第５８号
長崎県長崎市金堀町19番１号　コスミハイツ204号、旧住所長崎県長崎市平野町10番26号
債務者　若杉　省蔵
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷266番地２
債務者　中越　太一
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
沖縄県糸満市字照屋779番地の１
債務者　與儀　喜隆
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５８３号
横浜市戸塚区上倉田町2025番地３
債務者　武居みさ子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８４号
横浜市戸塚区上倉田町2025番地３
債務者　武居めぐみ
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１７号
横浜市中区本牧町１丁目91番地　大平荘102号室
債務者　大和田文絵
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５１号
東京都青梅市梅郷６丁目1439番地の３
債務者　榎戸　和彦
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６２１号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南５丁目４番５号　カーサ湘南103号
債務者　山本　貴子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７０２号
横浜市磯子区栗木３丁目２番３号　木馬ハイツ302号
債務者　高嶋　一樹
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７０３号
横浜市磯子区栗木３丁目２番３号　木馬ハイツ302号
債務者　高嶋　由香
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２７０号
埼玉県熊谷市原島142番地
破産者　有限会社漆原ガラス店
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４１号
愛知県半田市成岩本町３丁目60番３号
破産者　有限会社インフォメッセ
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２７１号
埼玉県熊谷市原島142番地
破産者　漆原　賢司
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１７７３号
名古屋市熱田区旗屋１丁目６番12号　山伝マンション403号
破産者　森本真由美
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２号
愛知県半田市成岩本町１丁目98番地の２、従前の住所愛知県常滑市字長峰一ノ切20番地の１
破産者　糠谷　　誠
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０３号
愛知県小牧市大字池之内434番地１
破産者　篠寿司こと　小川　洋一
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７８号
山口市下小鯖2503番地６　米本ビル301
破産者　大田　智美
1　決定年月日　平成25年５月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係